

歯科専門職の実態調査事業委託業務仕様書

1 件名

歯科専門職の実態調査事業委託業務

2 目的

本県における歯科医療提供体制の確保に向けては、歯科医師のみならず、歯科衛生士及び歯科技工士を含めた歯科専門職の人材確保及び適切な配置が重要である。

近年、歯科専門職においては、高齢化の進行や地域偏在、後継者不足等が指摘されており、将来的な歯科医療提供体制への影響が懸念されている。

本事業は、県内における歯科専門職の年齢構成、就業状況、今後の就業継続に関する意向、後継者の有無、人材不足の実感等について実態を把握し、地域ごとの課題を明確化するとともに、今後の歯科医療提供体制の確保に係る施策の基礎資料を得ることを目的とする。

なお、本調査は、今後の施策検討に向けた基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、将来推計等の高度な需給分析を行うものではない。

3 契約期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

受託者は、以下の業務を実施すること。

(1) 調査設計に係る検討会の設置・運営

本調査の実施にあたり、調査方法及び調査項目の検討を行うため、検討会を設置・運営すること。

ア 構成

検討会は、以下の者を含めて構成すること。

歯科医療に関する有識者

歯科医師会関係者

歯科衛生士会関係者

歯科技工士会関係者

その他必要と認められる者

イ 実施回数

原則として3回以上開催すること。

ウ 検討内容

- ・調査の目的及び分析視点の整理
- ・調査対象及び調査手法（アンケート、ヒアリング等）の検討
- ・調査項目の設定
- ・回収率向上のための方策の検討
- ・分析方法の検討

（２）実態調査の実施

ア 調査対象

県内の以下の施設及び者を対象とする（悉皆調査を原則とする）。

- ・歯科診療所
- ・病院歯科部門
- ・歯科技工所
- ・歯科衛生士（必要に応じて関係団体等を通じた調査を検討する）

イ 調査方法

アンケート調査（Webを主とし、場合によっては郵送）を基本とし、必要に応じて5件程度のヒアリング調査を実施すること。

ウ 調査項目（例）

以下の観点を踏まえ設定すること。

① 現状把握

- ・年齢構成
- ・就業状況（常勤・非常勤等）
- ・勤務形態及び勤務時間
- ・地域分布

② 将来見通し

- ・引退見込み時期
- ・後継者の有無（事業承継を含む）
- ・廃業予定の有無

③ 人材確保の状況

- ・人材不足の実感
- ・採用状況及び採用困難の有無
- ・業務への影響

④地域特性

- ・訪問歯科診療の実施状況
- ・地理的条件による課題
- ・他職種との連携状況

(3) データ整理及び分析

収集したデータについて、以下の観点から分析を行うこと。

- ・県全体の傾向の把握
- ・二次医療圏別及び旧市町村単位（※）の分析
- ・職種別（歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士）の比較分析
- ・年齢構成（全体に加え、病院・診療所の施設区分別に分析すること）及び将来リスクの分析
- ・人材不足の要因分析
- ・その他調査設計に係る検討会で決定した事項

収集したデータについては、経年的な同種調査との比較分析が可能となるよう、年齢階級、職種区分、地域区分等を考慮して整理すること。

※参考ページ

https://www.pref.nagano.lg.jp/shichoson/kensei/shichoson/gappei/gappei/documents/map2_2.pdf

(4) 評価事項（調査回収率）

受託者は、調査の実施に当たり、回収率向上のために工夫（回答しやすい設計、周知方法、問い合わせ対応等）し、効果的かつ実現可能な回収促進策を企画・実施するものとする。

提案に当たっては、少なくとも次の事項を具体的に示すこと。

- ① 想定する回収率及びその算出根拠
- ② 調査票の配布・回収方法
- ③ 未回答者に対する督促方法

(5) 県への報告

- ① 受託者は、業務実施計画書（任意様式）を作成し、契約の日から2週間

以内に委託者に提出するものとする。

② 受託者は、委託者から要求があった場合は速やかに進捗状況を報告するものとする。

③ 受託者は調査結果を取りまとめ、以下を含む報告書を作成し提出すること。

- ・調査結果の概要
- ・分析結果（地域別・職種別）
- ・課題の整理
- ・今後の施策検討に資する示唆

（６）役割分担、想定スケジュール

（○主たる役割、●協力・助言）

役割	県	受託者
調査設計に係る検討会の設置・運営	●	○
実態調査の実施	●	○
データ整理及び分析		○
調査結果の報告		○

内容	時期
調査設計に係る検討会① （調査・分析方法等に係る意見交換）	契約後、速やかに
調査設計に係る検討会② （調査・分析方法等の確定）	11月中旬
調査、データ整理及び分析開始	12月初旬
調査終了（データ整理及び分析は引き続き実施）	1月末
調査設計に係る検討会③ （調査・分析結果の報告）	2月末
（５）で定める結果報告書の提出	3月17日まで
（契約書に定める委託業務実績報告書の提出）	委託業務終了後10日以内

※内容・時期共に状況に応じて委託者と受託者間で協議しながら進めるものとする。

(7) その他の提案

上記以外にも本業務の目的達成に資すると考えられる独自提案も可とする。

ただし、当該提案の実施可否、実施時期等については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

5 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務についてあらかじめ委託者の承諾を得たときは、第三者に委託することができるものとする。

6 特記事項

- (1) 本業務により作成した成果物及び新たに撮影した画像の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 完成した報告書及び関連データは、発注者が二次利用可能とし長野県公式ホームページ等でも活用できるものとする。

7 留意事項

- (1) 本業務に当たり、図表やデータ、画像等を使用する場合はその著作権・使用权等の権利を侵害しないよう適切な措置をとること。使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないよう適切な措置をとること。なお、これらを怠ったことにより権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任を負うこと。
- (2) 本業務の処理上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の見積期間中に生じた疑義や質問は担当課に申し出ること。
- (4) 決定した場合は、速やかに担当課と協議に入り、仕様に基づいて誠実に業務を履行すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項、事業内容の変更等疑義が生じた場合は、委託者と受託者がその都度協議して定めるものとする。

8 問い合わせ先

長野県健康福祉部健康増進課

〒380-8570

長野県長野市南長野幅下 6 9 2 - 2

電話番号：026-235-7112

ファックス：026-235-7170

メール：kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp